

令和3年12月28日

各介護事業所・施設管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部介護保険室長

新型コロナウイルス感染症への感染防止対策支援について（通知）

介護事業所・施設における新型コロナウイルス感染症に対応するための介護報酬の特例的な評価（0.1%特例）については、令和3年9月末までで終了しましたが、県では、引き続き、介護事業所・施設の皆様が必要な介護サービスを継続して提供できるよう感染防止対策として衛生用品等の購入に必要な経費を下記のとおり支援することとしました。

については、必要書類を作成のうえ、期日までに提出くださるようお願いいたします。

記

1 対象経費 ※記載以外のものは対象外です。

(1) 使い捨てマスク (2) 使い捨て手袋 (3) 消毒液 (4) 清拭クロス (5) ガウン
(6) フェイスシールド (7) ゴーグル (8) パーテーション (9) パルスオキシメーター

補助上限額については、県HP掲載の基準単価表で御確認ください。

2 申請方法

県HPから様式をダウンロードし必要事項を記載の上、県国民健康保険連合会の電子申請システムにより申請してください。

県国民健康保険連合会の電子申請システムを活用できない場合（紙媒体、CD等で介護報酬を申請している場合）は、県の窓口申請してください。

(1) 申請書類 ※法人単位で申請してください。

- ① 補助金交付申請及び実績報告書（別記第1号様式）
- ② 事業所・施設別申請額一覧（別記第2号様式）
- ③ 事業所・施設別個票（別記第3号様式）

(2) 申請期限 ※3月以降は申請できませんので御留意ください。

- ① 1回目：1月4日～1月31日
- ② 2回目：2月1日～2月28日

【電子申請システムに関する問い合わせ】

国民健康保険中央会のコールセンター（TEL：0570-059-402）

※受付時間は平日9時30分～17時30分です。

【県の申請窓口】（国保連の電子申請システムが活用できない場合のみ）

〒890-8577鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室事業者指導係

3 その他留意事項

(1) 消費税について

消費税については、補助対象外としますので、申請額は消費税を除いた額を記載してください。

(2) 領収書について

領収書については、添付していただく必要はありませんが、県から提示を求められた場合、直ちに提示できるよう整理し、保管しておいてください。

(3) 医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護事業所等）について

厚生労働省では医療機関向けの補助金「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」の申請受付がスタートしています。この補助金を申請した場合、本補助金の申請はできませんが、本補助金と比べ「補助額が高い」「補助対象が広い」といった特徴があります。この補助金の申請が可能な事業所については、医療機関向けの補助金を御活用ください。

4 県HP掲載場所

ホーム ＞ 健康・福祉 ＞ 高齢者・介護保険 ＞ 県内の事業者の方へ ＞ 感染防止対策支援について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kansensyotaisakukeizokusien.html>

問合せ先

高齢者生き生き推進課介護保険室

事業者指導係

電話 099-286-2687